

仕 様 書

1 件名

広島市立舟入市民病院医療機器賃貸借（人工呼吸器 V60 ベンチレーター）

2 本件の概要

広島市立舟入市民病院が入院患者の生命維持に用いる成人用人工呼吸器（以下「当該機器」という。）の賃貸借契約

3 賃貸借期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

4 対象機器

賃貸借対象物件	数量	設置場所
フィリップス・レスピロニクス(同) 成人用人工呼吸器 V60ベンチレーター	2式	舟入市民病院 6階病棟

5 一般条項

- 受注者は、当該機器が入院患者の生命維持に用いる機器であることを十分に承知のうえ、緊急時の問い合わせ対応だけでなく、当院医師への操作説明など、24時間365日対応できる体制を整えること。
- 受注者は、上記（1）についての連絡窓口を設定し、当院医師・看護師及び事務室経理担当職員に対して通知すること。変更があった場合も同様とする。
- 受注者は、当該機器の引き渡しに当たって、発注者が指定した日時及び場所に当該機器を搬入し、試運転を行うものとする。機器の引き渡し前に生じた機器の減少、滅失、毀損、変質その他一切の損害は受注者の負担とする。
- 受注者は、当該機器の搬入・設置作業に伴う費用を負担するものとし、その際に当施設に損傷を与えないよう配慮すること。なお、損傷等を与えた場合は、速やかに事務室経理担当職員に報告するとともに、受注者の費用負担により原状回復を行うこと。
- 発注者は、賃貸借期間中、善良なる管理者の注意をもって当該機器を管理するものとし、発注者の故意又は重大な過失による機器の損傷については、発注者が責任を負うものとする。
- 受注者は、当該機器の24時間365日の緊急対応、3か月毎の定期点検、1年毎の定期メンテナンスについて必要となる、交換部品費用や出張作業費（技術作業を含む）のすべてを負担するものとし、機器を常に良好な状態に保たなければならない。
- 受注者は、契約期間満了後、受注者の費用負担により当該機器を撤去するものとし、撤去スケジュールは医師・看護師及び事務室経理担当職員と協議して決定すること。

6 その他

この仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、その都度、双方が協議のうえ定めるものとする。